

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年5月21日

京都市人事委員会委員長 松井珍男子

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「危機管理監」を「会計管理者 危機管理監」に、「広報監」を「広報監 地球環境政策監」に、「保健福祉局医務監」を「環境局監理監 保健福祉局医務監 都市計画局景観創生監」に、「担当部長 統括監察員」を「担当部長」に、「担当課長 監察員」を「担当課長」に、「総務局人事部厚生課の福利係長及び安全衛生係長」を「総務局人事部厚生課の福利係長及び安全衛生係長 総務局監察室の係長及び担当係長」に改め、同表まち美化事務所の項の次に次の1項を加える。

生活環境美化センター	所長 次長
------------	-------

別表市民美化センターの項を削り、同表生活環境事務所の項を削り、同表教育委員会事務局の項中「、西京高等学校新学科企画推進室長及び塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室長を除く。） 下京中学校教育企画推進室室長補佐」を「及び京都こどもモノづくり事業企画推進室長を除く。）」に改め、同表高等学校項中「校長」を「校長 副校長」に改め、同表養護学校の項を次のように改める。

総合支援学校	校長 教頭 事務長 副教頭
--------	---------------

別表総合教育センターの項中「センター長」を「センター長 副室長」に改め、同表図書館の項中「館長」を「館長 事務局長」に改め、別表備考1中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)